

「第30回山崎納涼夏祭り」が指定催しに！！

～みんなで盛り上げよう 安全・安心の夏祭り～

平成29年8月13日（日）夢公園（宍粟市山崎町中広瀬）で開催される「第30回山崎納涼夏祭り」が、「消防長が指定する催し」に指定されました。

これは平成25年8月に発生した京都府福知山花火大会の事故を受け、平成26年6月に改正された西はりま消防組合火災予防条例第42条の2の規定によるものであり、当組合では、主催者が出店を認める露店数が100店舗を超える規模の祭礼、縁日、花火大会などの屋外催しを対象に指定しています。

指定された催しの主催者は、「火災予防上必要な業務に関する計画提出書」を作成し、火気使用店舗の位置や火気管理状況、消火器の準備状況等を把握して、火災予防に関する業務の実施体制を確保します。

お盆の恒例イベントとなった夏祭り、皆さんに安心して参加していただけるよう、当日は消防職員が露店の火気管理状況を確認しながら巡回します。

詳細については次のとおりです。

- 1 日 時 平成29年8月13日（日） 14時00分から21時00分まで
- 2 場 所 夢公園（宍粟市山崎町中広瀬）及び揖保川両岸河川敷（宍粟市山崎町高所～中広瀬）の周辺
- 3 主 催 第30回山崎納涼夏祭り 大会会長 福元晶三



西はりま消防組合消防長告示第2号

西はりま消防組合火災予防条例（平成25年条例第32号）第42条の2第1項の規定により、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年7月13日

西はりま消防組合
消防長 中谷 均



記

催しの開催場所	夢公園（宍粟市山崎町中広瀬）及び揖保川両岸河川敷（宍粟市山崎町高所～中広瀬）の周辺
催しの名称	第30回山崎納涼夏祭り
催しの開催期間	平成29年8月13日（日） 14時00分から21時00分まで